4　外国保険契約に係るストレステストの対象とするリスクのリスク対象金額の把握が困難な場合には、ストレステストの対象とするリスク相当額は、零とすることができる。
5　連結子法人等である少額短期業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第三

$〔A^2+B^2〕^{1/2}+C$

Aは、普通死亡リスク相当額
Bは、生存保障リスク相当額
Cは、その他のリスク相当額

別表第四

第三分野保険の保険リスクの合計額＝D＋E＋F＋G＋H
Dは、ストレステストの対象とするリスク相当額
Eは、災害死亡リスク相当額
Fは、災害入院リスク相当額
Gは、疾病入院リスク相当額
Hは、その他のリスク相当額
備考
1　E、F、G及びHは、第四条第一項第二号の一般保険リスク相当額を計算していない保険契約に限り算出することとする。
2　連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第五

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク対象金額	リスク係数	リスク対象金額	リスク係数
火災保険（家計地震保険を除く。）	正味既経過保険料	15%	正味発生保険金	33%
傷害保険		14%		33%
自動車保険		13%		22%
船舶保険		66%		81%
積荷保険		20%		44%
その他の保険（自動車賠償損害責任保険及び金融保証を除く。）		27%		41%

備考
1　第四条第一項に規定する同項第二号に掲げるリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。
2　家計地震保険とは、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう（以下同じ。）。
3　正味発生保険金については、巨大災害に係るもの（外国の巨大災害に係るものを含めることができる。）の額を除くこととし、直近の三事業年度の平均値を使用することとする。
4　外国保険契約に係るものについては、正味既経過保険料又は正味発生保険金の把握が困難な場合には、正味既経過保険料に代えて正味収入保険料を、正味発生保険金に代えて正味支払保険金を用いることができる。
5　外国保険契約に係るものについては、複数の保険の種類に該当するリスクを担保する保険契約については、主たるリスクに係る保険の種類に基づき計算することとする。
6　外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険以外に該当する保険契約について、保険の種類の区分が困難な場合においては、当該保険契約をその他の保険に区分することができる。
7　外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険に該当する保険契約（該当の有無が不明である保険契約を含む。）について、保険の種類の区分が困難な場合においては、当該保険契約を船舶保険に区分することができる。
8　連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第六

$\sqrt{(1-\mathrm{p})\times(a^2+b^2+c^2+d^2+e^2+f^2)+\mathrm{p}\times(a+b+c+d+e+f)^2}$

1　ρは、相関係数で0.05
2　a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第五のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第七

保険の種類	地震災害リスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法	風水災害リスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法
火災保険（家計地震保険を除く。）	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金	規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十二号。以下「告示第二百三十二号」という。）第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。	昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金	告示第二百三十二号第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。
傷害保険		地震災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。		風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。
自動車保険				
船舶保険				
積荷保険				
その他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）				
家計地震保険	責任限度額			

備考
連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。